

# 山ノ内町農地流動化補助金交付要綱

平成4年3月24日告示第8号

改正

平成8年3月26日告示第14号  
平成16年3月10日告示第10号  
平成17年3月30日告示第12号  
平成23年3月31日告示第28号  
平成24年3月30日告示第56号  
平成30年1月11日告示第3号  
平成30年12月28日告示第100号

## 山ノ内町農地流動化補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内農地の流動化を促進し、中核農家の育成、荒廃地の減少をはかり地域農業の振興を担っていく体制を確立するための農地の流動化を行った借り手農家に対し予算の範囲内で農地流動化補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱において「農地の流動化を行った借り手農家」とは、町内の農地について次の各号のいずれかに該当する農家（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項の規定による法人をいう。）は除く。）をいう。

- (1) 利用権設定等促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号）による利用権の設定を受けた者。ただし、使用貸借による権利の設定は除く。
- (2) 農地法第3条第1項に規定する賃借権の設定を受けた者
- (3) 特定農地貸付け（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第2条第2項）による農地の貸付けを受けた者
- (4) 農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）により農地中間管理機構から賃借権の設定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず次に掲げる場合は交付の対象としない。

- (1) 契約が3年未満の農地の貸借り
- (2) 借人が貸人の農業後継者である場合
- (3) 町内に住所を有しない借り手
- (4) 町税の滞納がある者

3 補助金の交付は、新規設定のみとし、再設定は除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は次の表に掲げる契約期間に応じ定めた100㎡当りの補助単価に対象面積の合計を乗じて得た額とし、補助金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとする。

| 契約期間       | 100㎡当り補助単価（円） |
|------------|---------------|
| 3年以上 6年未満  | 300           |
| 6年以上 10年未満 | 600           |
| 10年以上      | 1,500         |

2 農地の流動化を行った借り手農家が認定農業者（農業経営基盤強化促進法（以下「同法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者を

いう。)又は認定新規就農者(同法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。)の場合は、前項の規定により算出された補助金の額の倍額を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は農地流動化補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出は農業委員の確認を受けるものとする。

3 第1項に規定する書類の提出期限は別に町長が定める。

(交付決定)

第5条 町長は前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付について決定しなければならない。

2 町長は前項の補助金の交付を決定したときは農地流動化補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、農地流動化補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は別に町長が定める。

(補助金の取消し又は返還)

第7条 町長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要と認める事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月26日告示第14号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月10日告示第10号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日告示第12号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第28号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第56号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月11日告示第3号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日告示第100号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項の規定は平成34年度から適用とし、その間の再設定の交付について、第3条の補助単価に対し平成32年度は3分の2、平成33年度は3分の1とする。